

森林環境税はこう使う

危険な場所から手を付けた

小さい森林組合の志

松本 貢 (和歌山県みなべ町・みなべ川森林組合参事)

役場から任された

林業の持続的発展、森林の有する多面的機能の発揮を目的とした森林経営管理法が2019年4月に施行され、同時に森林環境譲与税の市町村への譲与も始まりました。林業界は大いに期待を寄せています。

私の地元、和歌山県みなべ町にも初年度の昨年度は約700万円の森林環境譲与税が交付されました。今年度は倍額の約1400万円、さらに24年度からは満額の約2000万円の交付が予定されているようです。

しかし、突然降りかかった大事業。この財源を地域の森林管理のためにどう活用したらいいのか――事業の主体となる市町村担当職員はどこでも頭を悩ませているのではないだろうか。みなべ町にも

林業専門職員はおらず、第一次産業全般を取り持つ産業課がその業務に携わっています。財政難の折、少人数で多種多様な業務をこなす中での今回の新たな制度。地域のためとはいえ、重い負担になっていると思わずにはいられません。

そこで役場より救援を依頼されたのが、われわれ「みなべ川森林組合」でした。とはいえ当森林組合の職員は、私と経理



筆者。みなべ川森林組合職員2人のうちの1人

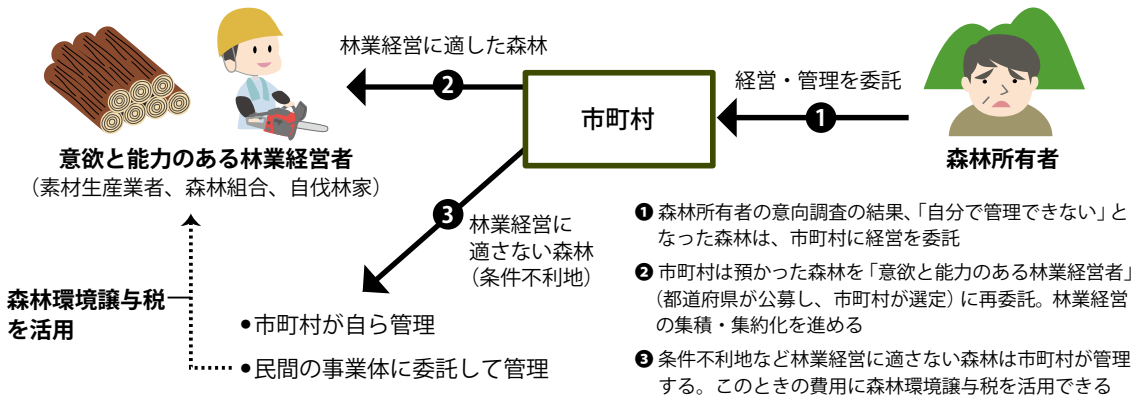
担当の女性1人のみ。つまりわずか2人だけの県内一の弱小組合です。対応できるのか不安も大きかったです。対応できるか不安も大きかったです。地元みなべ町で生まれ育ち、職歴40年のキャリアを持つ私の力を、愛する妻や家族、それに心通う仲間がいる地元みなべ町に役立てられれば、人生に悔いなし。全面的にみなべ町へ支援協力しようと決意しました。



山が迫る住宅。土砂崩れの危険地域

山・里山

新たな森林管理システムの流れ



「問題の少ない場所から手を付ける」
でいいの？

さて、みなべ町でも19年度より始まった森林管理制度に伴う事業、まずは森林所有者が「自分の持ち山を今後どう管理していきたいか」の意向調査が必要です。

事業の目的には、森林管理が適正に行なわれていない箇所や、森林所有者が高齢化や後継者不在等の理由で管理できなくなった箇所を、所有者に代わり市町村が制度を活用して適正に管理する、との趣旨が定められています。みなべ町管内でも、近い将来ほぼすべての森林が対象になることが予想され、約4000haの人工林のうち、いったいどの地区から意向調査を始めればいいのか、スタート地点から正直迷ってしまいました。

そこで県内の他の森林組合に様子を聞いてみたところ、事業を円滑に進めるため、役場で地籍調査が完了し森林所有者が確定している箇所から意向調査を始めるところが多く、正直「こんな進め方で本当にいいの？」と疑問を持ちました。予算を消化して効率よく事業を進めるだけであれば誰でも楽な方法を選択します